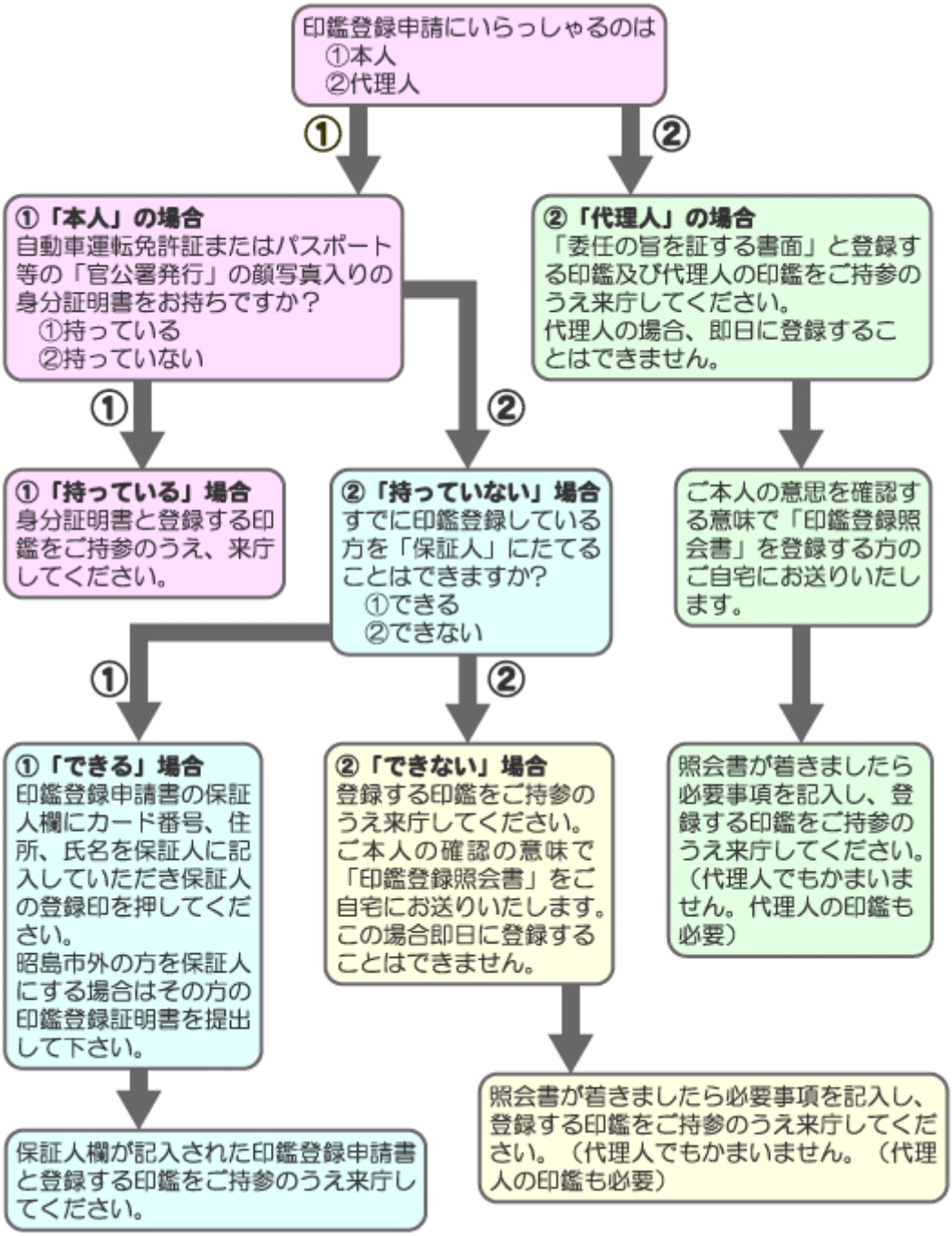
印鑑登録申請にいらっしゃるのは
①本人
②代理人
①
②
①「本人」の場合
自動車運転免許証またはパスポート等の「官公署発行」の顔写真入りの身分証明書をお持ちですか？
①持っている
②持っていない
②「代理人」の場合
「委任の旨を証する書面」と登録する印鑑及び代理人の印鑑をご持参のうえ来庁してください。
代理人の場合、即日に登録することはできません。
①
②
①「持っている」場合
身分証明書と登録する印鑑をご持参のうえ、来庁してください。
②「持っていない」場合
すでに印鑑登録している方を「保証人」にたてることはできますか?
①できる
②できない
ご本人の意思を確認する意味で「印鑑登録照会書」を登録する方のご自宅にお送りいたします。
①
②
①「できる」場合
印鑑登録申請書の保証人欄にカード番号、住所、氏名を保証人に記入していただき保証人の登録印を押してください。
昭島市外の方を保証人にする場合はその方の印鑑登録証明書を提出して下さい。
②「できない」場合
登録する印鑑をご持参のうえ来庁してください。
ご本人の確認の意味で「印鑑登録照会書」をご自宅にお送りいたします。
この場合即日に登録することはできません。
照会書が着きましたら必要事項を記入し、登録する印鑑をご持参のうえ来庁してください。（代理人でもかまいません。代理人の印鑑も必要）
保証人欄が記入された印鑑登録申請書と登録する印鑑をご持参のうえ来庁してください。
照会書が着きましたら必要事項を記入し、登録する印鑑をご持参のうえ来庁してください。（代理人でもかまいません。（代理人の印鑑も必要）